

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条の規定により採用されたもの（二）の下に「第二十条第二項及び第三項を除き、」を加える。

第二十条中「もの」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 会計年度任用職員の超過勤務手当については第十条の規定を、休日勤務手当については第十一条の規定を、夜間勤務手当については第十二條の規定を、宿日直手当については第十三條の規定をそれぞれ準用する。この場合において、会計年度任用職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員には、これらの手当の額に相当する金額を給料として支給する。

3 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の種類及び基準については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「報酬」とあるのは、「給料」とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。